

安心して暮らす

理事長 西田 良枝

浦安市には、障がいがある人たちが暮らす「住まい」としては、入所施設はなく、グループホーム・ケアホームがひとつあるのみですから、浦安市在住の障がいがある人のほとんどは「在宅」ということになります。

今さら言うまでもなく障害者自立支援法は「自立と共生」の実現が法の理念ですから、地域で共に生きるための支援を整えていくわけですが、せっかく？住まいの支援がほとんどなく、これから作り出していく浦安市ですから、まずは、障がいを持つ人自身、ひとりひとりの「こんな風に暮らしたい」を実現できる住まいや、それに関連する支援が用意されてほしいと感じます。

と、書きながら、現実はそのような悠長なことを言っていられないくらい、静かな追いつまり感があるように感じます。障がいのある我が子をずっと親が大切に守るように地域の中で育ててきたからこそ、逆に言えば「私にしかわからない」「人様の世話にはなりたくない」など、家族の中で抱え込みになり、そんなの大本意なのに、結果、本人のニーズに目を向けることができないくらいな状況になっている…のではないかとと思われることを目にします。

これでは、自分の声をしっかりと伝えることができない知的障がいの方や重い精神障がいの方たちの人生はどうなってしまおうのでしょうか…。

親は年をとり、家族の機能が突然成り立たなくなってしまうなど、差し迫った状態もあります。また、親が元気であったとしても、障がいを持つ子どもたちはいつまでも子どもではなく、20歳を過ぎれば成人として自立を考えるのが普通のことです。

「見えないものに大切な我が子は託せない」そんな気持ちはよくわかります。親亡き後の暮らしは、入所施設しか選択肢がないと思っておられる保護者の方も浦安市にはまだまだ多くいます。

地域の中で…在宅、グループホーム、ケアホームでも、こんな風に安心して暮らせるよという見える形があることは親の安心につながり、結果、障がいがある方たちが自分らしく生きることにつながるのだと思います。

「とも」は、地域で生きることを支えるために24時間365日のサービスを提供することを理念の一つとして立ち上げました。「在宅」での一人暮らしや、家族で暮らしている方の支援を実践しています。

高齢者と障がい者には、夜間安心訪問ヘルプサービス事業があり、「いざ」というときには、男女ペアのヘルパーが駆けつけますし、定期的な排泄や寝返りなど夜間の巡回型のケアもあります。(但し、ニーズに対しては不足していますから、サービスを受けない人にとっては「サービスはない」ののですが…)

障がいがある子どもを育てる家族には、浦安市障がい者等一時ケアセンターが緊急対応をしています。先日も、障がいがある子どもの親が早朝に突然倒れ救急搬送される際、お留守番できない障がい児の対応は、ヘルパーが手配できる時間まで、浦安市からの委託事業である障がい者等一時ケアセンターが送迎や一時預かりで対応しました。

浦安市には、このように安心して地域で暮らせるための施策がありますが、その施策の対象になっていない時間帯や、地域で暮らす高齢者、障がい者の数を考えると、サービスの量は足りていません。特に、多くの事業所が稼働していない、18時から朝9時までの時間帯には、人材不足が深刻で、この時間帯のサービス不足を補っているのは家族であり、その家族への負担は最後はどこに向かってしまうのか…不安になります。

グループホームやケアホームだけでなく、住み慣れた我が家で家族と共に暮らしたいという「在宅」を選んでも、地域で暮らすには当然ながらそれを支える様々な支援が必要です。住まいの問題は支援の確保も同時に考えていく必要があります。

浦安市地域自立支援協議会では、浦安市障がい児・者総合相談センターの相談事例から地域課題として浮かび上がった「住まいとケア」について話し合いを進めています。ぜひ、皆さんも、いろいろなご意見を浦安市地域自立支援協議会の事務局である障がい福祉課や浦安市障がい児・者総合相談センターにお寄せいただければと思います。

「スウェーデンの福祉」

1. スウェーデンという国

スウェーデンの面積は、日本の1.2倍ですが、人口は900万人で日本のわずか7.5%です。日本に北海道をもう一つ追加した面積に、神奈川県の人と同じ人数が住んでいることになります。スウェーデンは、地方分権が進んだ国と言われますが、このような環境もその一因なのでしょう。緯度は北海道よりも北に位置していますので、私たちが訪ねた首都ストックホルムの気温も、1年を通じて東京より10℃前後低いです。

スウェーデンは、社会保障に対する国民負担率が70%を超えており（日本は45%）、高福祉・高負担の国として知られていますが、国際競争力も高く評価されています。アメリカにある情報技術イノベーション財団が、今年2月に発表した国際競争力ランキングでは、世界40カ国中第2位とされました。ちなみに第1位はシンガポール、高福祉で知られるデンマークは第4位、日本は第9位でした。「社会保障制度を手厚くするとお金が福祉にばかり回るようになり、国際競争力が下がって経済が悪化する」ということが言われますが、本当かなと疑問になる結果です。

スウェーデンは、税金が高いことでも知られています。消費税は25%ですから、日本の5倍になります。ただし、食料品、ホテル代、交通費などは12%、書籍や新聞などと文化事業に関わる一部商品やサービスに対しては6%と、日常生活に関連する物などは税率が低くなっています。これだけ消費税が高いと買い物を控えてしまい、物も豊富には売っていないのではないかと思っていたのですが、ストックホルムの商店街は物も豊富で賑わっており、セブンイレブンやマクドナルドもありました。



オランダの列車
アムステルダムと空港を結ぶ
列車への乗車の様子



ストックホルムの
セブンイレブン

2. スウェーデンの福祉法

スウェーデンには、社会サービス法とLSS法（機能が満足でない人のための扶助とサービス法）という法律があり、障害のある人の支援はこの2つの法律で行われているようです。ただし、社会サービス法は、障害者支援だけを行う法律ではなくて、児童、障害、病気、高齢、生活困窮、保育、アルコール依存、薬物乱用など、社会生活に困難を生じる幅広い人を対象にした法律となっています。日本は、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉など、支援の対象を状態によって分けた法体系になっていますので根本から違います。スウェーデンの法体系は「みんなのための法律」という考えなのかなと感じました。

社会サービス法第6条には「援助を受ける権利」が明確に規定されています。日本では、プログラム規定説とか抽象的権利説とか言われ、「支援を受ける具体的な権利」は国民に認められていません。ここは、決定的な違いです。また、「個人は、援助によって通常的生活水準を保障される。援助は、その人が自立して生活できるようにされなければならない。」となっています。ここでいう「自立」とは「自己決定、自己選択」に基づいて自由に生活することを指しています。

LSS法は、重度の知的障害、精神障害、身体障害をもつ人を対象に、社会サービス法よりもさらに手厚い支援を行うための法律となっています。LSS法では、障害者が自分専属の介助者を選ぶことができる「パーソナルアシスタンス」という制度があります。オランダでは、パーソナルバジェットと呼ばれていました。ヨーロッパでは、個人の生活を支援するという考え方が明確なためでしょう。日本でも、障害をもつ当事者から同様の制度を求める声が出されていますが実現していません。

3. 列車とバリアフリー

スウェーデンに着いて、まず初めに驚いたのは、空港からストックホルム駅を結ぶ鉄道でした。オランダでも、空港からアムステルダム駅まで鉄道で移動しました。空港駅では、車いすの参加者のために駅員がきて、スロープを出して車両に乗せてくれたのですが、駅員が待ち合わせ時間に遅れて来たために1本乗り過ぎたりして大変な思いをしました。

しかし、スウェーデンの空港駅には誰も来ませんでした。なぜなら、駅のホームの高さと列車の床の高さが全く同じになっていて、ホームと車両の隙間がほとんどないために、人が手伝わなくても車いすの人が一人で列車に乗れるからなのです。しかも、すべての車両に車いす用のスペースが設けられており、列車の中のトイレは、2m×2mのスペースがある完全なバリアフリートイレになっていました。日本でも、やっと新幹線に車いすの人も使えるトイレが設置されはじまりましたが、スペースが細長くできていて使いにくい作りになっています。車いす用のスペースも、限られた車両にしかありません。「やっぱりスウェーデンはこうじゃなくちゃ！」と思いました。



スウェーデンの列車と駅

全車両にある車いすスペース



参考文献 「スウェーデンの社会サービス法／L S S 法」(馬場寛・シャンティーン馬場・加藤彰彦・訳編著／樹芸書房)

自立支援協議会 活動報告 (4～6月)

浦安市地域自立支援協議会は今年で3年目を迎えました。障害者自立支援法に基づき、「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい街づくり」を目指し発足した本協議会。浦安市障がい児・者総合相談センターは、浦安市障がい福祉課とともに事務局を担っています。今年度の浦安市地域自立支援協議会の方向性と、これまでの活動状況について、簡単にご紹介させていただきます。

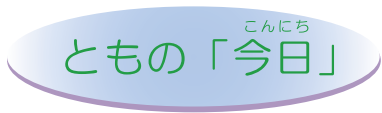
協議会では、この2年間で、地域の様々な現状や課題の情報共有・意見交換、地域への啓発広報としてのイベントの実施などの活動を行ってきました。3年目を迎える今年はここに留まることなく、官民一体となって、多数ある地域課題に対して共通の問題意識と目標設定を持ち、解決に向けて、よりパワーアップしていきます。

具体的には、昨年度までは年2回だった幹事会を、今年は毎月開催します。幹事会は、文字通り「自立支援協議会の幹」です。様々な関係機関から構成される委員の間で地域課題を議論します。そこでは実際に総合相談センターに入ってくる「当事者の方が困っている声」を提出し、「この人の生活を支えるために、市として、市民として、支援機関として、私たちには何ができるだろうか」「どのような点が壁となっているのか」を話し合います。必要に応じて、現在立ち上がっている4つのプロジェクトで検討したり、新しいプロジェクトが立ち上がるかもしれません。6月29日に行われた第1回幹事会では、早速、実際の相談事例をもとに、活発な議論が展開されました。「午前の通院後そのまま職場に行きたい。通院介助は発着が“家⇄病院”でなくては利用できず、移動支援でも“病院⇄職場”の利用が認められておらず、通院後わざわざ自宅に一旦帰ってから出勤している」という事例です。委員からも「個々のケースに対応できるようにすべき」「移動支援で病院から職場までの利用ができないか」などの意見が出ました。次回の幹事会で解決策を決定する予定です。

プロジェクト会は、今年も継続して「啓発・広報」「事業所支援・制度」「就労」「特別支援教育」の4つのプロジェクトを行います。既に6月30日に第一回事業所支援・制度プロジェクト会議が行われました。「担い手不足」や「住まいと24時間体制の支援体制の必要性」など、各委員が直面しているニーズや課題を提出し、話し合いました。全委員が集まって開催する全体会は5月に第一回が行われ、総合相談センターの昨年度実績報告、「親亡き後の支援体制」や「障がいの重い人たちの日中活動の場」など、相談事例とそこから見える地域課題を発表させていただきました。

今年も昨年度以上にパワーアップした地域自立支援協議会を開催していきたいと思います。今後の活動も随時ご報告させていただきます。

【浦安市障がい児・者総合相談センター 富井】



—「とも」のスタッフがそれぞれの立場から「とも今日」をお伝えします—

パーソナルケアセンター

パーソナル・アシスタンスとも生活支援事業所（パーソナルケアセンター）は、「24時間365日、誰もが住み慣れた地域でその人らしく生きる」の理念の下に、事業が増えるのに伴いスタッフも多くなりました。今年4月の新入職員2名を含め常勤ケアスタッフ15名、非常勤ケアスタッフ19名になりました。今年国家試験では介護福祉士の合格者がともから5名出ました。そのことに伴い5月からは、介護福祉士の割合が30%以上の事業所に認められる特定事業所加算の対象事業所になりました。

現在パーソナルケアセンターは、障がい福祉サービス、浦安市移動支援事業、老人居宅事業、パーソナルケアサービス、浦安市夜間安心訪問ヘルプサービス、浦安市通院ヘルプサービスの全6事業を提供しています。

その中で、夜間も障がいを持っている方、高齢の方が安心して生活ができるようにセーフティーネットの一つとして、昨年4月から始まった浦安市夜間安心訪問ヘルプサービスについて少し紹介しようと思います。

現在、利用登録者は23名です。スタート当初はスタッフの確保がとにかく大変で、職員は日勤をしながら夜間も働くなど、バタバタと始まった浦安市夜間安心訪問ヘルプサービスも、丸一年がたった現在、夜間専属の常勤ケアスタッフ男性2名、女性2名、非常勤ケアスタッフが4名のあわせて8名になりました。スタッフの確保も落ちつき、夜間のサービスを安定して提供できるようになりました。

浦安市夜間安心訪問ヘルプサービスが始まる前は、スタッフが夜自宅に持ち帰った緊急携帯に利用者さんから連絡が入り、日中も働いているスタッフが夜中でも早朝でも起きて、自転車を飛ばして利用者さんのところまで行きサービスを提供していました。浦安市夜間安心訪問ヘルプサービスが始まったことで、利用者さんも安心して夜間のケアを受けられるようになったことと併せて、スタッフも夜間の体制に安心できるようになりました。

浦安市の施策によって、障がいを持った方、高齢の方が住みなれた地域で、自宅で安心して生活できることが当たり前前の社会にまた一步近づいたという思いを持ちました。しかし、まだサービス利用を希望する方全員には、応えられていない現状があります。日中も夜間もですが共通の悩みは、男性職員の不足です。男性利用者への同性介助や、行動の激しい方への対応など、常勤ケアスタッフ、非常勤ケアスタッフを問わずに、男性職員が増えることが、障がいの重い方へのサービス提供を安定させ、更にはサービス提供を増やしていく鍵になってくるのではないかと私は思っています

【パーソナルケアセンター 黒田】



浦安市斎場内売店

浦安市斎場が開場してから4年が経ちました。斎場は、悲しいお別れをする場所です。でも人間には必ず別れがくるものです。

浦安市斎場は、二階へ上がると東京湾が一望でき、ディズニーシーも見え素晴らしい眺めです。悲しみを和らげるそんな空間です。その二階に我が売店があるのです。売店と言うと駅などの売店を連想しがちですが…ちょっと違うのです。確かにお菓子も売っているし、葬儀に必要なものなども売っていますが、あまり売れるものではありません。ではどんな仕事なの？

仕事の内容は、お通夜の時、二階でお清めをする時に飲料を出します。大型冷蔵庫から飲料を出し、台車でお部屋の裏に運びます。追加がある度に運びます。売店では、寝具レンタルもしています。注文があればお部屋まで運びます。翌日、飲料と寝具の回収に行きます。飲料は返品と空き瓶と仕分けをします。寝具はシーツ交換をします。枚数が多いときはとても大変な仕事です。火葬の時も飲料出しをして、終わったら回収…。売店を挟んで控え室3部屋、待合室3部屋。火葬が多いときには何回転もします。反対にとても暇なときもありますが、開店してはいけなないので（見学にくる人も多いです。予約にくることもあります。）、そんなときは、普段できないような掃除をしたりします。

これらの仕事をすべて障がいを持っているスタッフの、MさんとSさんがします。斎場内で働いているみなさんが障がい者の二人に話しかけてくれます。それがなによりの自信につながっているように思います。場所柄あまりお客さんの前でするような仕事ではありませんが、本人たちは、のびのび・生き生きと楽しんで仕事をしているように思います。

【楠】

*斎場で働く2人にインタビューしました

◆ メッセージをお願いします

M：いつもありがとうございます。これからも頑張ってお仕事します。

S：これからも仕事をしていくので、よろしくをお願いします。

◆ 一番楽しい仕事は？

M：ドリンク運び

S：お布団のシーツ換え

◆ 大変なことは何？

M：布団のシーツ換え

S：ありません

「市川よみうり」にほっぷの夕べ 「障がいを持つ子のパパ達の子育て論」 が紹介されました

「市川よみうり」平成21年6月6日号より
記事を転載させていただきました。

障害のある人を支援する社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともが運営する地域活動支援センターとももの駅前センター「ほっぷ」で先月十七日、パネルディスカッション「障がいをもつ子のパパの子育て論」が開かれ、障害のある子供の父親や市民が集まり、酒やつまみを手にする気楽なスタイルでそれぞれの考えや悩みを分かちあった。

同センターは、障害のある人もない人も地域のなかで自分らしく活動できることを目的に、昨年十月にJR新浦安駅前にオープン。昼間は障害のある人も一緒に働くりサイクルショップ、夜間は誰でも利用できる立ち飲み屋を営業している。同イベントは、地域との交流や社会福祉の理解促進を目的に、今年四月から月一回の予定で開いているイベント「ほっぷの夕べ」として行われた。

今回参加したのは、同法人の前身でもある「浦安共に歩む会」の佐藤幸夫さん、竹谷隆さん、西田俊光さんの三人で、それぞれ障害のある二十歳前後の子供を持つ。会場には、障害のある子供を持つ新米パパなど約三十人の市民のほか、松崎秀樹市長も訪れた。

ビールジョッキを片手にした三人は、「子供に障害があるとわかった時はショックを受けた」と率直に語り、「妻は子供につきっきりで負担が大きい。父親が受け止めないといけない」と、妻を守ることを第一に主張。会場の若いパパたちはビールにも手を付けず、真剣な表情で耳を傾けていた。

障害のある人の就労を支援するNPO法人タオの代表を務める西田さんは、「子供の人権を守るためには社会や制度をも変えるという強い意志が必要」と力説。それに答えるかたちで松崎市長が「役所というものは、やすきに流れてしまう。ぜひ皆さんで意見を出し、役所と戦ってほしい」と激励すると、会場は拍手と笑いに包まれた。

最近子供に障害があることがわかったという市内の三十代の夫婦は「皆さん相当に苦労されてきたはず。私たちはきょうの体験談を聞いただけで力強く、ありがたかった」と話し、同社会福祉法人のメンバーは「ほっぷができたおかげで、市民との交流が持てた。今回はいままで障害に関心のなかった人まで参加してくれて、立ち飲み屋をオープンさせたかいがあった」と手応えを感じていた。

〈編集後記〉

最近、周りの人に影響されて、本を読んだり音楽を聴く機会が増えました。【F】